

平成30年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

平成31年3月26日(火) 13:30~15:30

2. 開催場所

水産会館 2階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 11名

4. 議事事項

議第11号 遊漁規則の一部変更について

議第12号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

議第13号 増殖指示数量の一部変更について

情報提供 ・漁業法等の改正について
・県内河川漁業協同組合の状況について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事 務 局	本委員会定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第11号】遊漁規則の一部変更について	
事 務 局	<p>漁業法第129条第4項に基づき、岐阜県知事から諮問を受けた、内共第19号第5種共同漁業権、津保川漁業協同組合の遊漁規則の一部変更について審議。</p> <p>【変更内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 竿釣り専用区2箇所の新設（関市神野地内大保木橋上流150mから大保木橋下流180mまでの区間、及び富加町鮎見橋から下流志津野川との合流点までの区間） 2. 網解禁日以降のアユ日釣り遊漁料について、現行網解禁日以降1,500円を2,500円に変更 <p>【変更理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該漁協はアユの網解禁日が早く、遊漁者から長く友釣りができる竿釣り専用区の増設設置要望があるため（現行：1箇所）。 2. 網解禁日以降はアユが釣れにくくなるため遊漁料を安く設定していたが、釣り専用区の増設に伴い、網解禁日以降の割安な遊漁料設定を廃止するもの <p>【妥当性】</p> <p>新設した竿釣り専用区は行使規則でも専用区域とするとするため、遊漁者のみを不当に制限するものではない。</p> <p>申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。</p>
<p>「意見なし」で答申することを可決。</p> <p>（答申文案）</p> <p>岐漁管委第 号、平成31年3月26日、</p> <p>岐阜県知事 古田 肇 様、岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫、第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について（答申）、</p> <p>平成31年3月19日付け里川第572号で諮問のありました標記については、意見はありません。</p>	
【議第12号】揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	

事務局	<p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のため名古屋女子大学淡水魚類研究会代表より適用除外の申請があったため、その是非について審議するもの</p> <p>【申請内容概要】</p> <p>適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流部における魚類の採捕禁止採捕する水産動物の種類及び量：</p> <p>採捕禁止区域内に生息する魚類 10,000尾以内</p> <p>採捕する区域：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川 ・ 揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の西谷、黒谷及びその支派川 <p>採捕の期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>漁具及び漁法：投網、タモ網、(潜水観察)</p> <p>【申請業務の概要】</p> <p>徳山ダムの湛水化以降の生物相の把握と、湛水が魚類に及ぼす影響に関する調査であり、平成15年から継続実施されている。昨年の申請内容から採捕従事者の一部が人事異動等により変更となっているが、それ以外は調査計画も含め大幅な変更箇所はない。申請者は、漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、徳山ダム湖、他の支流を調査対象としており、徳山ダムから上流の区域を対象に岐阜県漁業調整規則第36条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。</p> <p>【妥当性】</p> <p>本委員会指示は、徳山ダム建設に伴って自由漁場となった当該漁場において、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたことから、平成15年から、保護すべ箇所を選定し水産動物の採捕を禁止したもの。本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等については全て放流することとしており、水産資源に対する悪影響を与えるものではない。</p>
委員	<p>徳山地区には漁業権がない状況が続いているが、将来的に漁業権の設定の見通しはあるのか。</p>
事務局	<p>徳山地域の漁業権設定に関する問い合わせはある。しかし、ダム建設にあたり漁業補償がなされており、新たに漁業権を設定する場合にはダム管理者との調整が必要になると考えられる。</p>
委員	<p>ダム湖本体は採捕禁止区域なのか。</p>
事務局	<p>採捕禁止区域の対象外である。</p>
委員	<p>大規模ダムは河川勾配が緩やかな場所に建設されることが多い。徳山ダ</p>

	ムでも、勾配の緩やかな河川を好むオイカワなどが、生息に適さない上流域へ追いやられたと思われる。実際に調査結果を見るとオイカワの捕獲数が昨年に比べ減少している。ダム周辺の環境保全状況を把握するため、湖内のオイカワなどのコイ科魚類の生息状況を含め、継続して調査していただきたい。
委員	地元の漁協である揖斐川上流漁協は関係しているのか。
事務局	採捕従事者に、揖斐川上流漁協の関係者は含まれない
適用除外申請を認めることを可決。	
【議第13号】増殖指示数量の一部変更について	
事務局	平成30年12月18日開催の当漁場管理委員会において議題7号「平成30年放流実績及び平成31年増殖指示数量について」で決定した平成31年増殖指示数量の一部変更について審議。 【変更漁協】 郡上漁協、津保川漁協、飛騨川漁協、丹生川漁協、木曾川中流漁協、益田川上流漁協 【変更魚種】アマゴ、ヤマメ 【変更理由】 県が実施している種苗放流量を、平成30年の増殖指示数量に含めていた漁協及び放流実績の報告漏れのある漁協があったため、是正するもの。
委員	以前、増殖指示数量は、漁業権免許時に漁場の収容能力等を基本に指示していると説明を受けた。指示数量のほかに県自ら種苗を放流しているということは、指示数量では不足していると考えてよいのか。
事務局	漁場の収容能力等をもとに適正増殖目標量を定めているが、実際にその量を満たす放流を行っているところはない。適正増殖目標量を目指しているが、実際には、漁協の経営状況を勘案して増殖数量を指示している状況。
委員	少しでも適正増殖目標量を満たそうと県は委託放流を行っているということか。
事務局	その通りである。
原案のとおり変更することを可決。	
【情報提供1】漁業法等の改正について	
事務局	主な改正点を説明。
【情報提供2】県内河川漁業協同組合の状況について	

事務局	県下の遊漁者数、組合員数の推移、漁協の経営状況について説明。
委員	組合員が減っているのも遊漁者が減っているのも川離れである。親が組合員であったが、自身は漁業をしないので組合員をやめるという方もみえる。海津、安八、揖斐川町などの小学4年生について、1クラス30人位いる中で、今まで魚捕り、釣りをやったことのある児童は3人しかいない。釣りをやったことのない人に、20歳位になって釣りをやらないかといっても興味を示さない。魚が釣れば子供は興味を示す。少しでも原体験があれば大きくなった時に釣りに興味を示すと思う。遊漁者を増やすためには子供の原体験を増やす必要がある。
委員	我々が川に親しむ、魚釣りに親しむ運動しても、学校から、川は危険という事で反対される。子供が川、魚釣りに親しむには、教育機関の理解、協力が必要と感じている。
委員	私たちの漁協では、遊漁者対策として親子限定ですが子供専用釣り河川を設けており、大変多くの親子連れがみえる。また、アユやアマゴの釣り大会を開催している。更に、今年一般の方を対象にビギナーズあゆ釣り専用区を設けたところ多くの方にご利用いただいた。このような様々な取り組みを通じて、利用者の中から釣り人が生まれてくることを期待している。
委員	河川環境教育に取り組んでおり、年間3,000人の子供を対象に授業を行っている。85%の小学校、70%の中学校が川の学習をしているが、これらの学習の多くは座学である。教育委員会と話をしていると子供を川に入れるにはライフジャケットの着用など様々な規則があり非常に難しいようだが、子供たちを川に入れるとすごく喜ぶ。それが下地となり魚関係の大学へ進学する子もいるため、是非とも引き続き河川環境教育をやりたいと考えている。そのためには、教育関係の規制をリサーチすることが必要である。例えば、小学校では危険なので一人で魚釣りにいってはいけないことになっており、安全かつ誰かが面倒を見てくれる場所が求められる。地域ごとに安全な場所の整備や日にちを定めてイベントを開催するなど、子供が安心して体験できる場所や機会を増やすことが大切だと思う。加えて、漁協のことを知っている子供はほとんどいないため、漁協が魚を増やす活動していることなどをもっとアピールすることも大切なことだと感じている。
委員	資料6頁にある経常収支が黒字になっている漁協の主な要因は何か。
事務局	事業外収入として年次補償がある漁協は、安定して黒字経営を維持している。
委員	事業収支で黒字になっている漁協は、どのような経営を行っている漁協か。

事務局	事業収支が黒字である漁協は、事業規模の小さな漁協であり、人件費などの事業経費を極限まで削減し、ボランティア的に組合活動を行っているところ。
委員	漁協の経営を考えた場合には、遊漁だけではこの先心配である。漁協の取組により綺麗な川が維持されてきたので、漁協は川の守り神と言える。また、日に2万人の親子が環境楽園の人工河川を利用しており、河川に接するニーズがあることは確かである。このことから、組合の経営、役割を考えた場合には、釣りだけでなく、河川における自然体験など幅を広げていく必要があるのではないかと考える。
委員	今子供や大人の魚離れが進んでいる状況で、イベントとして鮎のつかみ取りを行った後に焼いて食べるなど魚と触れ合うイベントが行われている。しかし、魚の入手方法、場所などに苦慮しているため、生きた鮎を簡単に安価に入手できる方法、安全なつかみ取り場所などのイベント開催に係る情報を関係者に周知できれば、活動の広がりが期待されるのではないか。
委員	私の漁協では水路を使い親子を対象にマス釣り、つかみ取りのイベントを実施しており、その時には多くの人が集まる。しかし、参加者が、本当に魚や川に親しむ方向に向かうのか疑問に感じる。
委員	100人の参加者がいて、将来興味を持ってくれる人は1人かもしれないが、原体験として魚との触れ合いがなければ、将来、川は大切に守らなければならないものという気持ちにもならない。原体験の効果は、なかなか目に見えず長い期間がかかる話であり、信じて取り組むしかないのではないか。
閉会	
事務局	会長が挨拶し、閉会を宣言。